

(案)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場将来構想ワーキンググループ設置要綱
(国立競技場将来構想有識者会議決定)

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場将来構想有識者会議設置要綱(平成23年度要綱第12号)第7条に基づき、国立競技場将来構想有識者会議(以下「有識者会議」という。)における検討のための具体案を作成することを目的とし、有識者会議国立競技場将来構想ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(組織)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げるものとする。

(1) 施設建築グループ

(2) 施設利活用グループ

2 ワーキンググループの委員は、前項に定めるグループごとに、スポーツ、文化、教育、建築等に関し知見を有する者で組織し、有識者会議の委員長が指名する。

3 第1項に定めるグループごとに座長を置き、有識者会議の委員長が指名する。

4 座長は、ワーキンググループでの審議結果を有識者会議に報告する。

(関係者の出席)

第3条 有識者会議の委員は、ワーキンググループの会議に出席し、意見を述べるができる。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センターの役職員は、ワーキンググループの会議に陪席し、必要に応じ、説明又は報告を行うことができる。

(庶務)

第4条 ワーキンググループに関する庶務は、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて処理する。

(運営の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの議事運営上必要な事項は、第2条第1項に定めるグループにおいて定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月●日から施行する。